委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	北部クリーンセンター
委託業務名	北部クリーンセンタープラスチック容器資源化施設エレベーター保守 点検業務
委託業務場所	大津市伊香立北在地町
概 要	1 機器・装置の定期点検(1回/月)及び作業報告書の提出 2 機器の磨耗・劣化を予測し、機器部品等の取替業務 3 定期的、総合的な機能確認のための検査実施 4 緊急事態に備えた体制整備、及び安全のための情報提供
契約期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日まで (契約更新は最長2回を限度とする。)
契約年月日	令和4年 3月17日
契約金額	778,800 円
契約の相手方	〔所在地〕大阪府大阪市北区堂島浜一丁目2番1号 〔名 称〕㈱日立ビルシステム 関西支社
契約相手方の 選 定 理 由	本設備の製造業者は(株)日立製作所であり、(株)日立ビルシステムは当設備のメンテナンス部門を担当する唯一の業者である。 当該業者は、エレベーターの構造、システムに精通し、当該機器の整備に関する専門知識を有し、運転状態及び機器のトラブル等の緊急時に部品供給を含め迅速な対応ができる体制があり、安定的に維持管理できる技術力・経験等を有しているため、上記業者と随意契約する。
根拠規定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策 随意契約については、別途公表をしています。